

平成22年第4回安堵町議会定例会会議録

(第2日)

平成22年12月8日(水) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	吉 岡 勉	理 事	山 崎 文 生
総務課長	中 野 彰 宏	税務課長	喜 多 君 美 代
住民課長	堀 口 善 友	産業課長	寺 前 高 見
人権同和対策課長	大 星 義 博	建設課長	古 川 秀 彦
水道課長	北 門 康 幸	会計室長	吉 村 良 昭

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件

日程第 1 議案第 8 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

日程第 4 諸般の報告

再 開 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 12 名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

議長（森田 瞳） 日程第1 議案第8号：「平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）
について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議案第8号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）につ
いて、御説明いたします。

本件、追加補正につきましては、国の経済対策関連事業の一環として、社会資本整備総合交付金事業予算が、県から交付額の内示がありましたことにつきまして、平成23年度予算要望を計画いたしておりました、西名阪側道2号線の舗装補修を前倒しして行いたいと考えております。この補修によりまして、歩行者並びに通行車輛の安全を図るための経費として掲示をするものでございます。この事業につきましては、2分の1国庫補助事業ということになっております。

補正予算書、7ページをお開きください。

款7. 土木費、項2. 道路橋梁費、目1. 道路橋梁維持費であります、ここに補正額2千万円を計上いたしております。

その財源といたしましては、前のページ、6ページに戻っていただきまして。

款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目2. 土木費国庫補助金によりまして、補正額1

千万円、及び、款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金、1 千万円を充てております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 8 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 12 月 8 日提出

安堵町長 西本安博

1 ページをお開きください。

議案第 8 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 千万円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 27 億 7,779 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 12 月 8 日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

2 ページをお開きください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金

補正前の額 1,112 万 6 千円、補正額 1 千万円、計 2,112 万 6 千円。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 2,203 万 9 千円、補正額 1 千万円、計 3,203 万 9 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 5,779 万 9 千円、補正額 2 千万円、計 27 億 7,779 万 9 千円。

3 ページでございます。

歳出

款 7. 土木費、項 2. 道路橋梁費

補正前の額 2,719 万 2 千円、補正額 2 千万円、計 4,719 万 2 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 5,779 万 9 千円、補正額 2 千万円、計 27 億 7,779 万 9 千円でございます。

以下、事項別明細書につきましては、先程御説明いたしましたとおりでございます。
それでは御審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第8号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2 「一般質問」を行います。
一般質問をされる方を申し上げます。

6番、松田和代 議員、
10番、福井保夫 議員、
5番、吉田忠世 議員、
2番、山岡 敏 議員、
3番、岡田裕明 議員、
9番、田中幹男 議員、の6名です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め40分と致します。

議長（森田 瞳） 6番、松田議員の一般質問を許します。

6番（松田和代） はい、議長。

6番（松田和代） 6番、松田和代でございます。

情報公開条例について、お尋ねいたします。

まず1つ目として、条例制定して何年になりますか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 総務課長、中野でございます。

情報公開条例の制定につきましては、平成14年3月11日公布、平成14年7月1日より施行いたしております。8年が経過しております。

以上です。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

6番（松田和代） ありがとうございます。

2番目として、条例制定以来、閲覧申請は何件ありましたか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 14年に施行して以後ですけれども、平成14年度に1件、平成17年度に2件、平成20年度に1件、合計4件の申請がありました。うち1件は、申請取り下げられておりますので、受付してるのは合計3件でございます。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

6 番（松田和代） ありがとうございます。

3 番目として、インターネットで見られない人のために、情報公開条例のPRを何かされましたか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） PRということですが、この条例制定当初、広報あんどを利用して、周知を図ってまいりました。また、今現在、安堵町の例規集をホームページ上に掲載するための準備を進めております。これによりまして、完成後につきましては、これを利用してですねさらに周知は図れるものと考えております。ただ、今質問にありましたインターネットで見られない人のために、ということでもありますけれども、これにつきましては、今後も、この広報あんど、これを利用してですね、よりわかりやすくお知らせしていきたいと思っております。また、各担当課においてもですね、電話等でもお問い合わせということで、従来どおり、より適正に応じさせていただきたいと思っております。

以上です。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

6 番（松田和代） ありがとうございます。

今聞きましたら、14年3月、条例制定以来4件と聞きましたが、折角制定された条例でありますので、今後は、広報等でPRして、何とか「安堵町に住んで良かった」と思えるように努力してほしいと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（森田 瞳） これで6番、松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 10番、福井保夫です。よろしくお願いします。

まず1件目ですが、歴史民俗資料館のPRについてということで、先般、奈良テレビで「気ままに歩こーく」という番組がありまして、歴史民俗資料館の紹介というか、町側からの説明がなく、あと小学校・富本記念館・中邸、あくなみ神社によりましては観光ボランティアの方等が説明をしてました。

資料館の場合、ちょっと聞きますと、11月2日が火曜日で閉館と、でまあリポーターの高山智弘氏ですか、2日の日に他の所が、記念館なり等は閉館でも開けてそのリポーターに合わせて取材をしたということです。で私も、なもて踊りと関わってまして、保存会の一員ということで現在も継続してます。それで10月24日、3日でしたかね、その神社のお祭りでは取材に来てました。で、これだけ奈良県を創った今村勤三さんの説明等を、もっとそこで町がなりが入れれば、やはり奈良テレビの番組で放送してるんですから、「1回は見に来よう」とか、観光事業の一環としてもっとPRできたんじゃないかと。ましてこの番組は11月12日と19日の2日間放送されてます。その辺の理由をちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 福井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

お話のようにですね、歴史民俗資料館は本町の伝統文化の継承の場であり、また、発信をしていく大事な場というふうに考えておりますので、様々な機会にこの資料館のアピールにこう努めてまいりたい、こういう基本の姿勢でございます。

で、御指摘いただきました奈良テレビ番組の「気ままに歩こーく」につきましては、小学校を紹介をされて、その校区にまつわるテーマに取材をされて放送をされていると、こういう番組でございますが、取材の日程調整を行っていくなかで、11月2日には取材をしていただくことができませんで、別の日になったわけでございますが、別の日に来館をし撮影をしていただいたところでございます。撮影に来ていただいた当日は、当館のスタッフも取材に応じたわけでございますが、結果的に、外観及び灯芯引きの作業について放映をされたということでございます。今後とも、このメディアの取材に対しましては、できるだけ丁寧に取扱をしてですね、できるだけこの歴史民俗資料館をアピールしてまいりたい、こんなふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） やはり折角のチャンスですからねテレビとか。先般も議会の方から、お布施町ですか、行ったときに、やはりそこで観光事業が成り立つということで、やはりマスコミ、そういうもので一番の効果が上がったということなんです。そやから閉館であろうが、説明はこの高山智弘という芸人が来ることによって、説明をそこにするから、テレビもそこで流すわけです。やっぱりそういうところで、まして奈良県、さっきも言いましたけど、2回も放送してくれるわけです。そういうところで、奈良県を創った今村勤三氏の説明をもっとすれば、「1回は行ってみようかな」ということにもなると思いますので、その辺を、閉館であろうが教育長自ら説明もされたらいいことだと思います。その辺を観光と合わせてよろしくお願いします。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えをいたします。

おっしゃっていただくとおりですね、町長も「観光は1つの産業だ」、こういうふうに話しておられるわけでごさいます、非常に大事にしていかなければならない、そういう分野だというふうに理解をしております。まあ私もその日にですね出ささせていただいたら、出ささせていただいて、説明をさせていただければよかったわけでごさいます、どうしても私自身が動けない状況もございまして、もっと事前にですね、丁寧に取材について打ち合わせ等しながら、町として、あるいは資料館として、訴えたい部分を奈良テレビさんにもお願いをしながら、また奈良テレビさんの日程等も受け入れながらですね、していけばよかったなというところは反省をいたしております。今後ともこの分野につきましては大事に扱っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今後、やはり観光ボランティアの方とか積極的に頑張っておられるんですから、その辺を、休館云々という問題じゃなく、しっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） 続いて質問を続けてください。

（議場内に携帯着信音）

10番（福井保夫） 続きまして、前回の一般質問のときも、安堵中学校の女子生徒、金髪に染めている女子生徒のことで、ちょっと言わせてもらったんですけど。体育祭と安中祭、文化祭ですか、私も見に行かせてもらいまして、そういうところでの、その染めている生徒の参加いか出席してないわけです。その辺どういう理由で出席してないのか、本人が、やっぱり髪を染めているからそういうところに出てこないのか、そやけど折角の中学生活での体育祭、文化祭といえ、やっぱり思い出にも残るし、友達とのいろんな、あるいはあるわけやないですか、そういう中でそういうところにも出席してない、その辺をどういう感覚で、どういうんですかね、ずっと欠席と、病気なら仕方ないですけど、どちらも出てない、他の父兄が出てきてるときには恐らく、全部出てきてないんじゃないかと、その辺の問題、どういう理由かちょっとお聞きしたいなと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えをいたします

生徒指導上のいろんなですね、課題を持っている子ども達がおりまして、丁寧に1人1人の課題に向き合いながら、指導を続けているわけですが、当該生徒につきましてはですね、前回も御質問いただきましたが、校則にまず従うのが一番やっぱり正しい在り方や、こういうことで保護者、本人に対して本来の頭髪で登校するよにいうことを、継続して指導を行っているところでございます。ただ授業への参加についてはですね、頭髪が十分に元の形でなくても教育権という面から出席を認めておりますが、公式な行事に関してはできるだけ、頭髪、服装等の条件をきちっとして参加をするよに、こういうふうな指導をしているわけですが、でその一定の条件と申しますのは、当該生徒によってですね、ケースバイケースで対応をしております。この生徒2名につきましては、昨年度転入学をしてまいりましたが、2学期に入りましてから欠席がちになっておりまして、まず出席を促すという作業を2学期は続けていたよにいうことで、当日も残念ながらですね出席ができなかった、欠席となったよにいうことで、安易に欠席というふうな対応をしているわけではございませんで、同様にですね、生徒指導にも課題をもって、服装等・頭髪等にも課題をもっている生徒につきましても、この2名以外にもいるわけですが、これらにつきましては、前日も、あるいは当日も、勿論この生徒についてもそうなんです

が、出席を促してですね、朝から呼びに行くとかいうような形でも対応しております。

いずれにしても、思春期の子ども達でございますので、さまざまな課題を持っているわけですが、これらをしっかりと受止めながら、継続的に粘り強く指導をしてまいりたい、あるいは、教育委員会としても支援を行っていきたい。こんなふうを考えているところでございます。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） やはり義務教育というのは、ある程度縛られた中だと思うんですよ、我々も、私野球をやったから、野球の中でも縛られ、学校でも縛られ、ある程度厳しいなかできました、そういうなかで、なんかをつかんでいくのが義務教育やないかと思うんですけど、その辺はやっぱり、今後先生方でもっと協議するなり、教育長自らリーダーシップを取ってやっていただきたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 御期待に添えるようにですね、進めて頑張っていきたいなというふうに思っております。いずれにしても、生徒1人1人を丁寧に見ながらですね、あるいは生徒1人1人のおかれている状況が違いますので、そういった状況をかみしながら、成長をしていってくれることを願ってですね、指導を続けていると、こういうところでございます。今後も、まあこの問題、これらの課題、生徒指導にも、課題を持つ生徒については、丁寧に対応をしていきたい、そして人間的な成長を促していきたい、こんなふう考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 続きまして、今全国的に、いじめによる自殺が相次いでおります。

安堵町の中での、学校・教育委員会としてのそういう対策とございますか、どのような努力とございますか、そういうことされてございますか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） それでは、福井議員の質問にお答えをいたします。

御指摘いただいておりますようにですね、新聞等で、いじめによるものではないかと思われるような自殺、児童・生徒の自殺の事案があることも事実でございます、国・文部科学省も非常にこの問題を深刻に受けまして、県教員・市教員を通してですね、緊急の調査を先日されたところでございまして、本町もその「いじめ問題」について調査をしているところでございますが、最重要課題として真摯にですね、向き合っていきたいなというふうに思っております。具体的な対応でございますけれども、安堵町自立支援事業ということを実施をしております。もう非常に長い期間、継続して実施をしておりますが、小・中学校にスクールカウンセラーを配置をしています。小学校は町費を、町負担で派遣をしています。中学校は県費のスクールカウンセラーということになります。それと学校支援スタッフ、これも小・中学校に1名ずつ配置をしてですね、教育相談体制を整えているということでございます。

こういった教育相談体制を充実させることがですね、問題の早期発見・早期解決を図ってまいりたいなというふうに思っているところでございますが、

日常的な活動といたしましては、小学校はですね、日常的に担任と児童が接する時間帯が非常に長ございます。この時間帯に丁寧に観察をしながら、子どもの様子を見ていく、それから小学校におきましては、保護者との連絡帳のやり取りがございまして、これを丁寧に扱っていく、そんな中で子どもの変化を読み取っていくと、こういうことでございます。中学校の場合はどうしても、担任と生徒の接する時間が短くなりますので、これを補う意味で、学校長の指示の下にですね、とうふく週間という名前を付けるんですが、生徒と担任とのですね、ある一定期間内に、生徒とそれから担任が面談をするという、こういう時間をとっております。こういう形でですね、早期発見に努めてまいりたいと、こんなふうに思っております。なお、スクールカウンセラー、支援スタッフにつきましては、執務日誌を義務付けておまして、これ毎日、管理職に提出をいたします。生徒指導主事、管理職が目を通しますので、その中で問題をピックアップしていく、というふうなことでございます。それをまた、教育委員会にも報告をさせますので、教育委員会も指導、指示等をですね、スタッフで点検をして、適に指導を行っているというふうなことで、未然防止にですね今後も努めてまいりたい、こんなふうに思っております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 先般も、10月26日ですか「社会を明るくする運動」記念講演会ということで、三郷町の方で、飯田祥子さんですか、いじめられてずっと一生トラウマになっていると、その本人らに会うと、未だにいやでいやでしゃあないと、というようなことをおっしゃられてました、現在、桐生市ですか、どっかの小学生が亡くなられた、自殺されたその何日か前に学校にこういう形でと、信号を送ってたというようなケースがあったんですけども、現在、それらしきことでも、小学校とか中学校では状況としてはどうなんでしょうか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えをいたします。

現在までにですね、そのような状況について私どもが把握しているところはございません。ただしですね、先ほど申しました国からの指示によります調査を、いましているところがございます。それについての回収はまだできておりませんが、現在までは、把握しているところはございません。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今後、まあ、自殺等はあつてはとにかくいけないことですので、最善をつくしてお願いしたいと思います。

次に、安堵保育園運動場の芝生化についてということで、園児の足腰強化の促進を図るためにということで、毎日新聞に特集で載っていました記事をちょっと紹介させていただきます。学校の校庭が土から芝生に変ることによって、子ども達の体の使い方、走り方はどう変わるのだろうか、ある保育園では「芝生化して4か月後には、子ども達は土だった時よりも大きなストライドで走り回るようになりました」と、世界的にはサッカー選手のメッシ、カカでも、赤ちゃんの時は間違いなく転びます。芝生では転んでも痛くないことを理屈ではなく体で覚えていく、転んでも痛くないから動きが大胆になっていく、スケールが大きくなっていく、自身の限界を超えた動きに挑戦する気持ちが生まれてくるんですと、でも土だと転ぶと痛いから、次は転ばないように足を出す、無意識のうちに歩幅がちょっと縮こまっている。50メートル走で子ども達は全力で走っているつもりなんだけど、転ばない最速の全力なんです。証明するデータがあります。校庭の半分を芝生化した鳥取県内の小学校で昨年、陸上部の先生が4年生の男女集めて、芝生と土での50メートル走

のタイムを比較しました。平均して、男子は0.33秒、女子は0.93秒芝生の方が早かったと、男子は9人中7人、女子は9人中8人が芝生のタイムが土よりも早かった、ビデオ分析したら、芝生では土よりも前傾姿勢になって、ストライドが広がっていました、先生が子ども達に「土では全力で走っていなかったのか」と聞いたら、全力だったと答えたそうです、子ども達自身も驚いていたようです。これは、ニール・スミスさんといひまして、NPOグリーンスポーツ鳥取理事長、ニュージーランド生まれの人です。2003年から全国の校庭や広場、空地などを芝生化する運動をしています。鳥取大学ラグビー部監督もされてます。まあ大阪府の橋本知事も、「小・中学校芝生化」というようなことも言われてましたが、小・中学校をすればかなりの費用もかかりますが、保育園であれば狭いですし、まして一番そういう体力的に、一番将来の体を作っていく、そんなときにいろんな意味でのあれが含まれております。

今日は1つの案として出させていただきました、今後、人口増加等に関しましても、やはり近隣からでも、芝生化、幼稚園で芝生化をしてればいろんな効果があると、そういうことを聞きつければ、若い人達が「安堵町に住んでみようか」とかいうことにも繋がってくるのではないかと思います。

やはり合併もできない、してくれないという現状の中で、町独自でいろんなことを考えていく中で、そういうことにも繋がっていくと思います。でまあ、今回の一つの案として出させていただきました。それには先程の、小学校・中学校の問題もあると思うんですが、保育所・小学校・中学校、やはり安堵町に来て、その辺小さい町やけど、いい状況の中だったら近隣からでもどんどん人が来るのではないかと思います。

かしの木台、私が住んでるところを見ましても結構、30年ほどになりますんで、若い方が次々として入ってこられております、やはりそういう意味では来たときに、最低中学校までは、「ここの学校良かったな」というような、またそういうことがいろんなところで伝わっていくと思います。また、芝生化ということでマスコミにも取り上げれば、他所からも視察に来るかもしれませんし、いろんな意味でのスタートにもなるような気がします。今日は1つの案として参考にしていただきたいということで、ここに上げさせていただきました。以上です。

議長（森田 瞳） 福井議員、答弁求めますか。

10番（福井保夫） いや、もういいです。

議長（森田 瞳） これで10番、福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続きまして、5 番、吉田議員の一般質問を許します。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） 5 番、吉田忠世でございます。

私は2件出しておりますが、まず最初のはしかの関係と、子宮頸がんのワクチン、これの2つあるということでお聞きしたいと思います。

まずははしかについては最近、はしかの接種率が70パーセントで経過しておりまして、はしかの流行がよくみられます、接種率が低い先進国の中では低い方でございます。

日本は、はしか輸出国になっております。

はしかは空気感染によりうつりまして、感染力が強く、保育所や幼稚園などでは流行が一気に広がります。また、小・中学生などで、はしかワクチンをすでに受けているにもかかわらず、はしかになってしまったという話も聞きます。アメリカでは、はしかワクチンは2回接種しています。こういった部分を私読みまして、安堵町では、小学校へ入る前の、保育所やそういったところでの、このはしかのワクチンの接種率はどの程度になっているかいうのをまずお聞きしたい。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 吉田忠世議員の質問に、お答えさせていただきたいと思います。

昨年度、特に関東の一部の大学ではしかが流行した事案がございまして、その年代は、旧はしか予防ワクチンの接種回数が1回でありまして、10代から20代前半の方々が再発したという社会現象でございました。免疫力が低下したものによる社会問題かということで、これに関して質問だと理解しております。

当町の場合、現在のはしかの予防接種は、平成18年4月1日以降、定期の予防接種として法の定めにより、麻疹・風疹混合生ワクチンということで、以下「MRワクチン」という名称に変わり接種となりました。同年6月2日から次の年代で、第1期・1歳児、第2期・5歳から7歳児までに計2回予防接種を実施し、免疫力の強固に努めている現在でございます。体調の安全性のために、医療機関等の個別接種が国の方から義務付けられております。

それにつきまして、接種率は安堵町の場合、ちなみに先程言いましたが、1歳児は98パーセントの接種率、2期の5歳から7歳児は97.4パーセントで、全国の平均70パーセントの接種率ですが、遥かに上回って高接種率を示しております。当町では、なお、3期・

中学校生以降の児童 0.9 パーセントでございますが、未実施による児童につきましては、広報により対象を義務付け、また小学校入学前の健康診断等におきまして、接種が済んでいるかどうかを確認し、未接種のお子さまにはかかりつけ医とよく相談して、保育園等の協力を得まして、またそういった資料の配布、また漢書を指示、接種指導を努めて取り組んでいるところでございまして、御理解願いたいと思います。以上です。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） まあ、はしかの関係につきましては、相当努力していただいておりますので、引き続き努力を重ねていただきたいと思います。

それで、これは6月の議会で一般質問しました子宮頸がんについてでございますが、このワクチン投与につきましては、今年度の国会の補正予算におきまして、1,085 億円の予算が計上されており、これは国会を通過しております。これはなんていうんですか、中身がどうも自治体にも及んでくるような話を聞いておりますが、これについて、今当町の知るところをお教えいただきたいと思います。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 先生の御質問にお答えさせていただきます。

国の方は12月の国会で補正予算通過しております。これにつきましては、厚生労働省の方から、通達文が現時点では予定案ということで来ておりますが、これの説明につきましては後日、また担当課の方に奈良県下の主幹課から説明がございまして、当町につきましては、生駒郡でも遅れておまして、子宮頸がんワクチン投与につきまして、これにつきまして、小学4年生から6年生の女兒について、町公費で投与してもらいたいという要望がございましたので、来年度につきましては公費助成ということで、子宮頸がんだけでなく、ヒブワクチン、肺炎球菌の3ワクチンの接種促進事業を予算計上させていただいております。これにつきましては準備段階ではございますが、鋭意努力して、今作業に取り掛かっております。これにつきましては、また来年度予算に反映しますので、各議員様につきましては、3月議会に予算計上の御承認、御可決をお願いしたいものでございます。

以上でございます。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） これは、これからのことになりますが、ただ、このワクチンの投与、これ以外にたくさんの子ワクチンってのがあつたわけなんです。これらを見てみますと、各国、先進国では殆ど無料化になっております。日本のような状態になっているのは、日本と北朝鮮だけだという指摘もございませう。そのぐらいこのワクチンの投与については非常に悪い状態になっております。これらの間係はやっぱり、これからの日本の若い人達がどのように成長していくかということも大いに関わってくるわけでございますので、私としてはこのワクチン、色々の、10 種類以上あります。これらの子ワクチン投与を無料化する。ということをやつていただきたいと思ひます。

これは、安堵町、どのぐらいの予算になるのかわかりませうけども、「安堵町ではそういったものは全部やつております」というふうな形になつてくるということは、安堵町における地位の向上が図られるというふうにおもひます。

これは、フランスでは、あるワクチンの投与がされてないと公立高等学校の入学ができませんというふうな法律もなされております。だから各国とも、このワクチンの投与については、相当力を入れているわけでございます。これは現在、国会で色々やつてます子ども手当を云々というよりも、子ども手当の部分をこういったものに回していくという方がいいわけでございます。まあこれは国会の話ではございませうが、そういった面で、日本の、そういう行政の遅れつていうものが、際立つてあるわけでございますので、この点について一度ですね、次回で結構でございます。これらの子ワクチンの投与を安堵町でやつたら総額いくらぐらいになるのかというものをいっぺん試算し、その中でどの程度やれるんかというものを検討して、「安堵町においてはこういったものをここまでやつてるんだ」というふうなことをやつてくつてのは、非常に町の発展に強く有利におもひますので、その点を一度御勉強願ひたいということだけはお伝えしときませう。ですから、このワクチンについては、これで以上です。

次に牛糞問題でございます。

産業課長につきましては、色々これの今まで御努力いただいております。

この問題は平成 6 年に、各間係、大字の皆さんに署名をいただきまして、これを翌年、県会へ私ども区長仲間が請願に行きまして、それからずっと今日まで続いております。ただ、現状は相当良くなつてきておりますが、まだまだこれの対策つていうものは必要でございますので、今後どのようにこれらの子対応をしていくのか、一応、現在の計画をお聞きしたいと思ひます。

産業課長（寺前高見） はい、議長。

議長（森田 瞳） 寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） 牛糞問題が多少なりとも改善されたことを評価していただき、誠に感謝いたします。

当該畜産業者は、昨年の10月、個液分離機を導入しまして、糞尿から分離された水分を、汲み上げた地下水により、5、6倍に稀釈し、放流水の改善に努めてまいりました。

また、個液分離機の導入により固形物はろ過されたことにより、河川における沈殿物は著しく改善され、当町といたしましても、引き続き公共下水道に放流を指導してまいりました。

ところが、今年3月末に、当該農家、畜産業者に、前に公共下水道が開通したことを機に、6月、県流域下水道センターに、公共下水道に接続を前提に水質検査を依頼したところ、日量50トン未満、これは排水の水量なんです、日量50トン未満における水質汚濁防止法の排出基準をクリアーしているとのことでした。

当町としては、水濁法は一応クリアーしておりますが、環境面においても問題があると思っております。したがって、強制力はないものの、公共下水道に放流を促しておりますが、下水道に放流となりますと、経費の面からも厳しい酪農の経営状況を圧迫しかねないため、当面の対応として、稀釈に用いる地下水を一時的に貯蔵タンクに貯めるなどして、水量を、放流する時の水量を増やすようさらなる稀釈を現在指導しております。

今後は、何度となく頓挫しております移転関係の話の支援、また、早期に公共下水道に放流するよう根気強く促していきたいと思っております。

以上、現状と今後の取り組みを申し上げましたが、先生におかれましても、御理解していただき、御支援、御鞭撻の程、よろしく願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5番（吉田忠世） 一応、今の状況では、推移しておるということはわかったんですが、これからますますやっていたかなくなりやならないことが多くございます。

特に、今回回答の中で、畜産業の育成って問題も言われておりますけども、我々としては、この問題は、牛糞の問題、要するに、法律的にどうなっていくかということになりますと、法的には非常に危ない状態になっておるわけですが、どちらを優先するかっていうことになりますと、やはり法律を優先していくということになりやあ、そこの畜産業者がどうなっていくかということは、これはもう仕方のないことでございますので、そのところよく考えていかないと駄目だと思います。ですからこの問題は、それがあるからできないって問題ではなくて、これをやらないとこれができないんだと、だからその畜産がそれができないと、できなけりや辞めてもらわざる得ないというのが、これが本来でございます。そのところをよく御理解いただきまして、これからもこの問題については御

努力を願いたいというふうに思います。

産業課長（寺前高見） はい、議長。

議長（森田 瞳） 寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） ありがとうございます。

先程も述べさせていただきましたように、水濁法という法律をクリアしているということですが、行政の方からは、環境面ではやっぱり悪いということは言うてます。だから畜産業者には、「下水が折角付いてんから流域下水センターに」と話もできてまして、ただ、それに至るに当たっては経費がかかると、そしたら、「法律でクリアして違法ではないのに無理やり入れさすんか」ということであれば、また町として負担の方を考えていかなあかなくてことになりますんで、今のところは、経営を圧迫しない程度に、水で稀釈したやつをやりながら、状況を見て公共下水等に入れると。

また、何べんも何べんも頓挫してるんですが、移転話が今現在も、ほん1ヶ月前まで言うてたやつがまた頓挫したんです。これは、相手側の行政の方ともお話してますし、決して畜産業者の作り話ではなく、県も畜産課も入ってます。ところがいかんせん、これ嫌われ施設には入るんですね、お荷物、だから大手振って「うちに来てくれ」っていうのがちょっと、周りの住民の方とかの反対、またここでも、この安堵町の平地で全国平均50頭と言われている畜産業者が、ここで100も200も飼ってるというのがなんか異常であるというのが今現在の状況なんですけど、先程も述べましたように、法律でクリアしてて、しかもそれ以上に環境面に悪いからいうことでお願いしている。そして今後も移転話、今また1件上がってきてます。それはちょっとハードルが高いのかなと思いつつも、ちょっと進捗状況で相手側の行政の方にもお願いしに行こかなと思ってますねんけど、なにせ相手があることなんで、今後ともちょっと、またその辺御理解していただいて、また御協力していただかなこともあると思いますねんけど、よろしく願いいたします。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5番（吉田忠世） 色々御協力いただいて、御努力もいただいておりますということは、認めておるわけでございますので、今後とも大変御苦勞をかけますが、よろしく取りはからっていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

議長（森田 瞳） これで、5番、吉田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 2番、山岡議員の一般質問を許します。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番、山岡敏でございます。

今回、質問させてもらいますのは「気象警報発令時の登校について」ということで、教育長にお伺いいたします。

保護者宛てにこういうふうな資料が配られております。この内容を見させてもらったときに、今年の5月27日ですね。この日から警報もしくは注意報ですね。これが市町村ごとに発令しなさいと、このように流されております。したがって、今まででしたら、ラジオとかテレビ等でそういう警報が出れば自主的に、登校しなくてもいいと、自宅待機という形であったわけですが、このように市町村ごとに発令されるとなると、非常にまちまちだということも考えられます。

そこでお尋ねしたいんですが、この発令時期が午前7時ごろだというように書かれておりますので、もし、発令される時間帯が、7時ごろですね、この発令時間についてももう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 午前7時ごろという平均になってございますか。私も確認はきちっとできてなかったかもわかりませんが、一応午前7時ということで考えているんでございます。午前7時の時点で、気象警報が発令をされているかどうかということで、登校とかですね、登校を見合わせるかということについては判断をしてほしいと、こういう連絡を入れてるんですが、議員御指摘のとおりですね、市町村別の発令ということになりましたので、何分新しい発令地域の切り替えということで、この時点ではかなりどの学校もですね、町内だけでなく、郡内・県内各学校とも、対応については苦勞したようございまして、各郡、市町ですね教育長会、あるいは校長会等でも検討に検討を重ねてきた、こういうわけでございます。特に、何処からその情報を入手するかということで、今も議員おっしゃっていただきましてですね、何処からそのきちっとした正しい情報を入手するかということで、これについても様々な情報が飛び交いまして、私どもも不慮してきたというふうなことなんでございますが、現在はですね、入手先も確定もしましたし、伝達方法についてもですね、一つのマニュアルにしたがって進めるような形、体制ができましたので、今後

はですね、きっと対応できるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 今教育長が、マニュアルが出来上がったということをおっしゃいましたが、そのマニュアルとはどのような連絡方法なのか、その点についてお伺いします。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） それでは、連絡方法について御説明を申し上げます。

小・中学校ともですね、年度当初に、気象警報が発令された場合についての対応を、年度当初に連絡をいたします。それを見て判断をしてくださいと、こういうのがまず大原則になります。で、情報の入手先についてはですね、沢山あったわけですが、その部分についても、こういうところを見ていただいたら警報の発令が確認できますよ、ということを示しています。

1つはテレビによるですね、NHKのテレビによるもの。ただしデジタル放送の文字によるものとかですね、それからパソコンによるもの等、様々な情報源を起用していきます。それと同時にですね、小・中学校とも「ボイスボックス」というものを活用してですね、学校の情報を流しておりますので、それによって確認をしてもらうということです。

それから、7月からなんですが、新しく「Pメール」ということで、メールアドレスを登録していただきますと、その保護者ですね、携帯やパソコンに情報を流すということができると、こういうふうな形で、まあ3重ぐらいに考えているんですけど、小学校につきましては非常に学童でございますので、PTAの本部役員から生活委員の方にですね、役員を通じて全家庭に電話連絡をするという、こういう体制でですね、対応をしていくということでございます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 後ほど、今おっしゃりました「ボイスボックス」ですか、これについて説明を求めようと思ってましたんですが、それまでにまだお聞きしたいことがありますので、

ちょっと先にそちらの方で進めさせていただきます。

安堵町は奈良県の北西部地域ということでございます。これがもし、ラジオとか新聞・テレビ等でですね放映されたときに、今までどおり自主的に自宅待機しているのか、それとも発令まで待つのか、市町村のですね発令まで待つのか、その点ちょっとお伺いしたい。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 気象庁の発令はですね、市町村別の発令ということになっているかと思えますので、今までの地域別の発令という形ではないというふうに私は理解しています。ただメディアによってはですね、地域別に、従来の区域別の情報を流されるというところもあるようでございますが、発令としては市町村別の発令というふうに考えておりますので、その発令に従っていただくと、こういうことでございます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） それは非常に結構なことなんですけれども、今まで勘違いされて、「テレビで放映されたからもう行かんでええよ」というようなことが起こりうると、まあ、市町村の発令が早ければそういうことはないんですけど、遅かったときに当然そういう結果を招くと、非常にその、父兄も不安がってしまうというようなこともちょっとちらっとお聞きしておりますので、はっきりと「市町村が出すまでにテレビで見た場合は、今までどおり自宅待機してください」というようなことであれば問題ないわけなんですけれども。

次にちょっと質問したいことは、このプリントを見せていただきますと、登校前に地震、5度以上の地震が発生した場合ですね、校長のしたといいますか、そういう形で自宅待機をさせていただきますと、ところが未満であれば来なさいと、登校しなさいと、この内容を見てますとですね、危険であれば自宅待機してくださいと、その危険の度合いがですね、果たして何が危険なのかと、その目安となるということは非常に難しいわけですね、ですから万一家族が「これ危ないで」と判断してですね学校に登校しなかった場合、先生方も多分「あれ、何でけえへんねんな」と、しかしその家族は危険であるから「待機せえ」と、家族から言われて待機してたというようなときに、学校側のとられる処置ですね、この点ちょっとお聞きしたいです。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えいたします。そういった場合だけではなくて、色々な場合ですね、保護者の判断で自宅にですね留めるということは出てまいろうかと思えます。これは一律にどうこうというふうには言えないわけですけども、ケースバイケースですね、しかしですね、それぞれの立場をやはり十分尊重してですね、保護者・児童の立場を尊重した対応をしていくというのが原則かなというふうに考えております。一律に何かをやってしまうというふうなことでは考えておりません。よろしゅうございますか。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） それでは、先ほどおっしゃっていただいたこの「ボイスボックス」ですね、これ私ちょっと見せていただいたんですけども、現在手元にあつてずっと見るんですけども、非常にこのシステムがですね難しいといえますか、そのやり方がですね。今の若い家族ならば、父兄の方ならばわかるだろうと思えますけれども、この「ボイスボックス」については一般加入電話・携帯・PHS等で、もちろん公衆電話もいけますけれども、聞くことができるということでございますけれども、このアクセス方法が非常に難しい。このアクセス方法がもっと簡単にならないのか、それとも、「いやこんな1個さえ憶えたら即ボイスボックスから聞き取れるんだ」というようなのか。要はその「ボイスボックス」というのが僕わかりませんので、それについてちょっと説明をお願いします。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えをいたします。

文章を見ていただいて、「大変複雑だなあ」ということで、御心配をいただいているんだろうかと思いますが、NTTさんのサービスによる事業なんですけれどもですね、簡単に言いますと、私どもがどこかの企業さんとかですね、何かを聞きたいときに電話をかけさせていただいたときにですね、事前に録音いただいた録音指示によってですね、次にシャープを押してくださいとか、次に何番を押してくださいとか、こういう形で指示があると思えますけれども、そういう形ですね、それに順次対応していくと行きつくというような形になっておまして、多分2段階でしたか、3段階でその学校の情報が手に入るような形になっているかと思えます。指定している番号を回していただいて、録音音声流れますので、そのとおりに従ってボタンを押していただくと、そうするとですね情報

が入ってくると、新しい情報から入ってきますので、一番新しい情報を聞くことができるということでございまして、現在はそういう非常災害時の対応だけではなくて、学校のいろんなですね、学校行事等も案内を差し上げてるので随時聞いていただけると、こういう状況になっているかと思います。ちょっと私上手く説明ができなかったわけですけど、御理解いただけましたでしょうか、以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 私も、40 数年間消防に勤めておりましたけれども、119 がですね、これは緊急を要するときに利用してもらうということが原則なんです。ところが大災害時のときにはその加入電話が詰ってしまうもんだから 119 も塞がってしまうんですね、この今おっしゃってる「ボイスボックス」が、これは一度にバァーってきたときに、どれぐらい皆さんが聞き取れるのか、順番を待ってるのか、その点僕ちょっと知りたいです。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えいたします。

私もその辺が非常に心配になりましたので、一遍に電話かけたときにどうなのか、というようなことで問い合わせもしたんですけども、かなりの用量があるというふうに伺っております。その辺私自身も心配をして確認をしたというところでございます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 有事の際は、これは急にかかってくるものですから、一度に一遍にかかるということを予測していただきたいと、ですから、僕もその詳しい「ボイスボックス」はわからないんですけども、その対応が可能であればいいんですけどもね、多分加入電話であればとても間に合いませんので、いいシステムだろうとは思えるんですけども、内容があんまり僕も把握できてなかったんでちょっと不安を持ちながら、一応これについては終わらせていただきます。

まあ、時間の関係上、次に、中学生がタバコを吸っているということですね。

議長（森田 瞳） 山岡議員、失礼いたします。

質問の途中ですけども、ちょっとここで10分、休憩取りたいと思いますけどもよろしいですか。

2番（山岡 敏） はい、結構です。

議長（森田 瞳） 10分、休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 05 分

午前 11 時 15 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 休憩に引き続きまして質問させていただきます。

中学生がタバコを吸っているということ。教育長に質問でお答え願いたいと思いますけれども。私丁度1か月前にですね安堵町のファミリーマート、あつこに丁度タバコの吸い殻入れと、それから座る座席があるわけですね、そこへ3人ほど座ってタバコを吸ってた。私も買い物終わって車へ乗ったんだけど、なかなかそのタバコを止めない。いうことで、多くの方が横を通られてるんですけども誰も注意しない。いうことで、仕方なく車から再度降りて、「僕ら何年生？」って聞いたら「中学生です」と、「タバコ吸っていいの？」って聞いたら、「おっちゃんに間係ないやないか」と。まあ関係はないけれども、大人でもタバコを止めようという時代にですね、「まだ君ら中学生やで、これ学校認めてんの？」と聞いたら「そんなんもう間係ないねん」というような形で、非常にあつけないそぶりですのまんま場所を立ち去りました。ですから安堵中学校なのか他所の中学校なのか、その点は把握できないまま別れてしまいましたけれども。この点についてですね、学校側から教育委員会に、タバコを吸ってるということの報告ですね、これがあつたかどうか、まずお答えよろしく。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えをいたします。

先生御心配をいただいていますようにですね、タバコはもちろん違法行為ですし、また本人の健康の害ということもありますし、また常習化もするというので、人はいろんな過ちをおかしながら成長していくわけですけどですけども、やっぱこれについてはですね、厳しくこう見ていかなければならないということで、中学校でも非常に敏感にですね、この問題についてはとられています。

先生が御注意いただいたということですね、地域の住民方にも告知いただいて非常にありがたく思っているんですが、実は私どもが報告を受けましたのはその件とは別の件ですね、地域の住民の方から中学校に、「中学生がタバコを吸ってますよ」ってことで連絡いただきまして、さっそく学校がその対応をしたということで、当該生徒を学校に連れ戻してですね指導し、保護者を呼んで指導したと、こういうことでの報告を受けております。

いずれにしても、継続的にですね指導していきたい、それからタバコの害についての啓発もですね、学校体制の中で進めていきたい、こんなふうに思っていますとともにですね、いろんな情報を学校の方にいただきましたら、学校は対応できると思いますので、御協力をお願いしたい、こういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 今回答えていただいた中で、まあ一応、教育委員会にそういうような報告があって、先生が指導して、タバコ吸わないような指導をされたんだろうと思います。

ただ僕1点お聞きしたいのはね、先生がそこまで指導したならば、これは僕は確定はできませんけども、ある住民の父兄からの噂で、「タバコを吸わないとこの子は落ち着かないんだ」と、だから学校の先生に頼み込みに行ってるわけですね、僕もこれは「そんな馬鹿な」というようなことを言ったんですけども、やはり物事ちゅうのは火のないところには煙上がらないんですから、噂だけではないと僕は思うんです。ですから、まあそれは当然学校は「認めません」というような回答をされたんだろうと思いますけれども、そういうような父兄もおられるわけですから、もう少し先生方がですね、まあ父兄に対してでもですね、また子どもに対しても、タバコは駄目なんだということ、厳しく指導をしていただきたいと、この点については教育委員会には親御さんから願い出とか、そういうなのは先生から聞いてはりませんか。ちょっとお答え願いたい。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 今お話いただきましたような事例は、私は今初めて聞かせていただいたところで大変驚いていますが、従来から比べますとですね、非常に生徒も学校もですね落ち着いてきてる中で、タバコの取り扱う事例も本当に少なくなっている中で、今ですね、保護者からそういう願いが学校にあったというふうなことは、また私改めて尋ねてみたいと思いますけども、初めてでございます。ただですね、先生御注意いただいた生徒にしても、同じ生徒かどうかわかりませんが、校外で吸うということになりますとね、これはすでにかなりの期間、喫煙の期間があったんじゃないかなあということは推測はいたしますので、丁寧に指導していきたいというふうに思っております。厳しく指導をしていきたい、こんなふうに思っております。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 学校側の先生方も非常に気配り・目配り等をされてると思いますけれども、やはり母体となるのは教育委員会でございますので、やはりそういう徹底的な視察といいますか、タバコを吸わないようにということをお願いしておきます。ありがとうございました。

小学生・中学生のいじめも、ちょこちょこ耳に挟んでおります。非常に、このタバコの問題については、もしこれが事実であれば非常に大きな問題でございますので、今後、教育委員会として先生方とお互いに連携を持ちながら、そういう行為をしないような子どもに育ててもらえるようによろしく願いして、私の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで2番、山岡議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて3番、岡田議員の一般質問を許します。

3番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） 岡田議員。

3 番（岡田裕明） 3 番、岡田でございます。

旧役場跡地の利用ついて、お尋ねいたします。

行政懇談会においても質問が出ましたが、東安堵南方が告別式等に駐車場として利用させていただいており感謝しておりますが、将来展望として、具体的な施策があればお伺いいたします。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 岡田議員すいません。答弁町長にということなんですけども、私総務課長が答弁させていただきます。御了承お願いしたいと思います。

今岡田議員の方から申されたとおり、旧役場の跡地ですね、潰してから 10 年近くなります。今現在の状態のまま、具体的な活用施策のないまま、今日にきております。おっしゃりますようにこの間ですね、南方の、東安堵南方の行政懇談会においてもですね、「旧役場跡地についてどうするの」という指摘がありました。今現在ですね、第 4 次安堵町の総合計画の策定に取り組んでおるところでございます。これにつきましては、専門家の知識も借りてですね、今後活用できるんかどうかということも含めましてですね、この安堵町にとりまして、また東安堵南方に対してもですね、両方にどのように将来を見据えたという形でですね、利用方法を確定していきたいと、このように考えておりますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

3 番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） 岡田 議員。

3 番（岡田裕明） どうもありがとうございました。

それでは次に、民生委員についてお尋ねいたします。

民生委員の活動には個人情報が必要ですが、ある民生委員から、個人情報保護法により、氏名・年齢・生年月日等の情報が得られないというふうに聞きますが、民生委員に限って特別な措置を講じてでも、情報を提供することはできないものか、お尋ねいたします。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 住民課、堀口でございます。

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。先生御指摘のとおり、全く住民の情報が伝わっていないということではございません。従来から必要とされる範囲の住民基本台帳の閲覧、という手段をもって情報提供はさせていただいております。

ただこの方法では、民生委員・児童委員の皆様方の本当に必要とされる情報、把握ができないのではないかと指摘も多々ございます。そこで一步踏み込みまして、このことを検討させていただいた結果、守秘義務を課せられた公務員でございます民生委員・児童委員の皆様方には、住民基本台帳の写し、必要とされる方の住民基本台帳の写しを提供できるのではないかとのお考えに現在いたっております。ただ、安堵町にございます安堵町個人情報保護条例、その中での第8条の規定を読み返す中で、個人情報保護審査会の意見を聞く必要があるのかどうか、まだそういうことの見解が絞りにくい部分もございますので、この条例の制定時、審査会の委員長をされておりました弁護士に協議して、今後の対応を考えて、結論を出そうと考えております。いずれにいたしましても、民生委員・児童委員の皆様方の必要とされる情報を的確に提供できますよう、仕事がやりやすくなれるよう考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

3番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） 岡田議員。

3番（岡田裕明） ありがとうございます。

ボランティアである民生委員の仕事の負担を軽減していただきますよう、お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで3番、岡田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて9番、田中議員の一般質問ですが。

子宮頸がん、ヒブワクチンに関する質問は、先ほど吉田議員の方から質問ございました。重複することがございますので、できるだけ完結に御質問願います。

では、質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番、田中幹男でございます。

色々今回、質問させていただきたいと思っておりますけれども、まあ時間の関係もありますので、4 点に絞って質問をしたいと思っております。

1 点目、ヒブワクチンと子宮頸がんワクチン助成ですけれども、既にヒブワクチンについては、斑鳩町では助成が始っており、子宮頸がんについては、三郷町・平群町とも 10 月より始っております、まあ吉田忠世議員と重なるところもあるとは思いますが、重ならない範囲で質問をさせていただきます。

前回もこの質問をさせていただいたわけですが、行政側からも前向きな答弁がされたと思うんですね、現在の状況といたしますか、どういうふうに、当然、国の補正予算は決定をされ、来年の 4 月からは全国的にこの制度が始るというなかで、当町としてはどんな方向に現状として到達し、どういう内容で実施をしようとしているのか、お聞きしたいと思います。

議長（森田 瞳） 今、田中議員の子宮頸ガン、ヒブワクチンのことに関しての、御質問の回答でございますけれども、先程吉岡理事の方から回答をいただきました。そのことにつきまして以上のことを回答で求められますか。

9 番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） 簡略をお願いします。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 田中議員の質問に簡略に説明させて、答弁させていただきます。

当町につきましては、国の予算、補正予算がとおりました、目下国からの通達、また県からの実施の説明等が後日ございます。それをもちまして、真摯に対応させていただきたいのと、来年度の予算につきましては、三郷町以上に当町の場合は、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン 3 種のワクチンを公費助成、全額させていただく予算計上をして準備中でございます。そうした観点から前向きに取り組んでいることを御報告させていただきます。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 是非ですね、いい制度にさせていただきたいというふうに思います。

1 つだけ、子宮頸がんワクチン助成も大事なんですけど、同時に診断っていう問題がね、やっぱり 20 歳過ぎた人については 2 年に 1 回の。

（議長による議員の発言中断）

議長（森田 瞳） 田中議員、その診断については質問内容には入っておりませんので、省略ください。

9 番（田中幹男） いや、関連してますから、おかしくないと思いますよ。

議長（森田 瞳） 入っておりません、入っておりませんのでその件につきましては。

9 番（田中幹男） それおかしいですよ、それは乱暴よ。

議長（森田 瞳） いやいや、それは。

理事（吉岡 勉） 議長、いいですよ。

議長（森田 瞳） そうですか、そしたらその質問を続けてください。

9 番（田中幹男） ですから 2 年に 1 回の診断についても考慮を願ってね、ワクチンと関連性が非常に強いものですので、お願いしたいというふうに要望しておきたいとします。

次に小児医療費の無料化拡充ってことで、これについても前回は質問させていただいてありますけれども、どう具体化をされているのか、まあ近所で色々な子どもをお持ちのお母さん方に聞きますと、「斑鳩町に引っ越したい」というような要望がかなり出てます。当町は県基準で就学前までの児童が対象ということで、斑鳩町につきましては、中学校卒業まで入院・通院とも完全無料化ということで、まあ一気にね中学卒業までいなくても、少なくとも小学校卒業までぐらいのことは、当然少子化対策の上でも大変充用な課題だろうというふうに思いますが、現状どう考え進めようとしているのか、お聞きしたいと思います。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） 議員のおっしゃる医療助成の年齢制限の拡大は、確かに少子化問題の解消の一助にはなるとは十分認識しております。

本町の現状は小学校就学前まで、通院 500 円、入院は 2 週間以上ではございますが 1,000 円、さらに所得制限を設けております。これは先生もおっしゃったように、奈良県の基準に準じております。この年齢制限を拡大することは、基準を越えた部分は全額町負担となり、かなりの支出となってきます。現在の方法でも町は相当な出費を行っているところでございます。一過性のものでなく、長期に渡る制度となってきておりますので、また先ほど、ワクチン投与含めての助成制度もスタートいたしますので、町の財政負担も考慮し、今後慎重に検討させていただきたいと思っております。

ただ、本町といたしましては、一步前進させていただき、所得制限を 23 年度より撤廃させていただく予定でございます。よろしく申し上げます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） と言いますと、現状では考えてないってことでいいんですか。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） 考えてないとは申しておりません。まず 1 歩目として制限の撤廃をして、それから第 2 歩目、第 3 歩目と踏み出していくつもりはしております。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中 議員。

9 番（田中幹男） 今安堵町の人口も 7,900 人台になってるわけですよ。財政的には確かにね、厳しい中で大変だと思いますけど、そこを本当に考えないとね、なまじっかな施策では今の状況を止めることは私はできないと思いますよ。そこをやっぱり営団が必要なんだろうっていうふうに思いますけれども、その辺についてはどうお考えになってますか。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） 田中議員におかれましても、町の財政事情よく御存知で、存知でいただいております。何度も繰り返すようですが、ワクチン等の助成制度も 23 年度からスタートします。それに合わせてというのが本来、先生のおっしゃるスタートになると思うんですが、やはり限られた財政の中で、取り合えずは第 1 歩目の所得制限を撤廃ということで、23 年度御了承いただきたいと思っております。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 9 番、田中議員。

9 番（田中幹男） 確かに財政は厳しいですよそら、だけどやっぱりこれからのね安堵町っていうもの考えた場合に、やっぱり優先的にといいますか重点的にといいますか。やっぱりこれから少子高齢化社会を迎えるんですから、まずそこに使っていくっていうことは考えていかなきゃあかんと思うんですよ。もちろんだんな施策も大事ですよ。決して無駄な施策はないと思いますけどね、その辺の予算の配分も私は考えていく必要があんだろうと思いますので、是非ですね前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、高齢者の見守り活動っていうことで、これもまあ老人会からも要望がだされていますし、地域を巻き込んでですね、やっぱりその体制を考えていく必要がねあるんだろうというふうに思います。勿論、民生委員や社会福祉協議会やその人たち、包括支援センターの人たちは一生懸命やっておられますよ。しかし現状として、本当に手が回って人々の、特に独居老人に対してその対策が打たれてんのかと考えた場合、私ははなはだ疑問に思っているんです。この間、社共の高間事務局長や保健センターの吉岡理事にも、「町民を募ってですね、ボランティアでもいいから、そういう体制を考えてくれないか」というお願いもしてきました。現状をどういうふうに考えておられるのか、どう実施をされようとしておられるのか、お聞きしたいと思います。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 今の田中議員の質疑について答弁させていただきます。

具体策ということでお答えさせていただきます。

高齢者という概念は、社会通念上 75 歳を指しますが、介護保険は 65 歳以上から第 1 号被保険者ということで提示されております。当町の場合 65 歳以上の人口、まあ 8 千人

切っておりますが、その23.5パーセントが高齢者率ということで、1,870名の対象者を対応・対処しています。1,870名ですが、そのうち要介護支援者687人でございます。これは介護予防に移行するであろう次の想定者でございますが、それにつきましては、当センターでございます包括支援センター、現2名で担当してありますが、それによる訪問、または指導、そういったあらゆる相談ごとに対応させていただきます。21年度実績では581件の訪問回数を実施させていただきました。ちなみに、月に直すと63.5人を訪問し、それらの相談に対応させていただいたのが現状でございます。

それから今年度から、安堵町の老人会の会長さんの御好意によりまして、老人会の会員80歳以上の420名を対象に、高齢者の見守りということで友愛活動をされております。その情報把握で、今後安堵町に地域包括センターの方に移行する。また介護保険に移行するであろう老人さんの相談に対応させていただきたい。また協力、連携を図っていききたいと考えております。

それから3つ目は、介護保険事業で担当者2名で要認定者でございます。1～5級。それが349人でございます。それらの方で、なおかつ独居老人、また生活が2人所帯で自力生活が困難な方につきましては声かけじゃなくて、生活困窮者の緊急コール措置ということで、前年度は19件、月に直すと費用的には7,737円の補助を行ってそれらの方をサポートする。これは西和消防の方にいく第1更新者ということで、後援者ということでそれに次ぐ対応と、それから当町の介護保険のケアマネージャー、委託も含めて2名ございます。それらのケアマネージャーによるプランの更新・変更時に、その方のところに行きまして訪問、また声かけ・安否確認等をさせていただいて、訪問・保健指導を見守っておるわけでございます。それから当町の保健師3名がございます。その3名が巡回保健指導ということでそれらの方々の見守り・訪問を、保健指導により見守りをさせていただいているのが現状でございます。

本来、先ほどおっしゃっていただきました、社会福祉協議会が進めなくてはならない地域福祉事業の拡大や、各大字におかれます民生委員さん方々の情報提供によるそれらの対応、それから、また各種団体との連携によって支援活動など、それぞれ対応、ニーズに合った対応をしていきたいところではございますが、なんせ先生御存知のとおり、当館におきましてはマンパワー不足ということで、今後の当課の課題ということで、危惧されるのは歪めない事実ということで、今現時点で報告させていただきます。

それから、今後それらの今言った具体的な施策を、今後も微力ではございますが、取り組んで最善を尽くしたいという気構えで、体制づくりを進めているところでございます。

それから高齢者、本来の高齢者の見守りで最大課題である天災害等の緊急事態につきましては、やっぱり48時間以内の対応ということで、地域におかれる住民さんの自主防衛ということで、また消防担当課の方が今後作るであろう「地域防災計画」の中で組織立てさせていただいて、当課としては、それらの連携を図っていききたいという体制づくりを計画し、また取り組んでいきたいということで、御理解願いたいと思います。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 各部署部署でね、一生懸命取り組みを進められていることには敬意を評したいとは思いますが、現状理事も今、マンパワーが不足してるっていうこともおっしゃられてるわけなんでね、是非地域においても、やっぱりそういう人たちの手助けになりたいっていう人はいっぱいおられるわけですよ現状はね、だからそういうものを支給していただければこの問題についてはお金もかけなくてできるわけですから、是非ですね早急にそういう形をですね、吉岡思案でも結構ですので、出していただいてね、取り組みを進めていただきたいと切に思います。この問題はこれで終わりますけれども。

最後に、現在実施中の行政懇談会、既に 5ヶ所で終了し、今後 4ヶ所が残ってるわけですが、私はこの取り組みは一つの営団だったというふうに思います。今まで安堵町政で住民の声を直接聞くってことは、こういう規模では行われてこなかったわけですので、そういう意味において、まあもちろん住民参加の行政っていうか、町政がこれから求められてくると思いますので、その一歩として、住民の声を聞くってことは大変重要なことだろうというふうに私は思っております。まあ主催者側としての行政として、今まで 5ヶ所終了したわけですが、まあ感想も含めて評価をお聞きしたいと思います。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） お答えをさせていただきます。

タウンミーティングにつきましては、11月17日にスタートいたしまして、先ほど申されましたように、9回のうち5回が既に終了しております。

私と幹部職員、あるいは議会側から議長・副議長、あるいは地元選出の議員さん、そして地元の区長さんも参加していただきまして、色々と直接住民の方々と意見を交わしておるところでございます。

まあ、正直な感想をまず申し上げます。5回のうち3ヶ所につきましては、60名から70名のそれぞれ参加者がおられます。これは、こんだけやはり色々と直接役場と話をしたい方がいらっしゃるんだなあということ、これを肌で感じているところでございます。まあ身近な問題、あるいは役場に直接もの言いたいというようなことを、住民の方々の思いが感じられるわけでございます。まあ内容といたしましては、身近な問題に関することが大半でございます。特に道路問題とか福祉問題、あるいは交通問題等でございます。例えば、今後の高齢化を見通しての鉄道駅への公共アクセス、これほどことも出てまいります。

それから、町内での買い物ができるような対策を考えてくれ、これも2番目に出てまいります。あと防犯・防災対策、一人暮らしの高齢者問題、それから公共下水道の整備、あるいは安心・安全に暮らせるような行政課題・施策、そのようなものがまず1番にでてまいります。そして我々が本来お願いしております将来展望としての若者の定住対策など、このような住民の方々の生の声がございます。意外とすぐにできるもの、あるいは中長期的に時間を欲しいもの、あるいはちょっとこれは今の段階では、というような内容もございますが、町といたしましては一つ一つの意見を大事にしながら、町の目指すべき方向を定め、そのための施策に今後取り組んでまいりたい、このような決意でこのタウンミーティングに臨んでいるところでございます。御理解よろしく願いいたします。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） 是非ですね、今年に限らずね来年以降も、是非この視点を大事にさせていただきたいと率直に思います。勿論、まあ色々、5ヶ所終わったなかで、あんま人の集まらないところもあるし、まあ色々ですわな實際上。やっぱり、それにはやっぱり、区長さんがどう思って動いたかってのが決定的なんだろうっていうふうには私は思ってるんです、で、うちの自治会でも16日行われます、柿の里と合同です。私は今、全力で超満員にするための努力を続けております。まあ結果はわかりませんが、努力だけはさせていただきたいと思っておりますので、是非よろしく願いしたいと思っております。

前回、いろんな質問をさせていただきまして、まあ時間切れっていうことで町長から十分な答弁いただけなかったんですが、この4番だけじゃなくて1・2・3についても一言、町長から答弁をお願いしたいなというふうには思います。よろしく願いします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 前回、私が立った途端に後ろからチーンとなりまして面食らったわけですが、それぞれ担当の課長なり理事なりが答弁をしております。結構踏み込んだ答弁もございました。また「もう少し時間をいただきたい」、「段階をおって進めていきたい」という答弁もございます。これは、課長の申し上げたこと、理事の申し上げたことは、私の見解と理解していただけたらいいと思います。やはり財政問題等も考えながら、できる限りいろんな諸課題には取り組んでまいりたい姿勢でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 是非、前向きに1つ1つ考えられて、当然、まあ財政の裏付けも必要になってくるとは思いますけども、是非前向きにですね、決して財政が苦しいから駄目だっていう単純に考えんじゃなくてね、やっぱりその辺を優先順位も決められ、やっぱり今後の町政に当たっていただきたいってことを要望いたしまして質問を終わります。
ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

議長（森田 瞳）

会議規則第 68 条の規定により、お手元に配付いたしております。
申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 日程第 4：「諸般の報告」を行います。

議会から 2 点、報告します。

1 点目は、去る 11 月 4 日、5 日に議員派遣をいたしました結果について、溝脇副議長から報告していただきます。

（溝脇 議員登壇）

8 番（溝脇久利） それでは、議員派遣報告をさせていただきます。

訪問地は、長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491-2 小布施役場でございます。

それでは議員報告。

安堵町議会においては、下記のとおり議員派遣（先進地視察研修）を実施いたしましたので報告いたします。

視察年月日 平成 22 年 11 月 4 日（木）～5 日（金）

派遣議員 安井 修、山岡 敏、岡田裕明、森田 瞳、吉田忠世、松田和代
田中幹男、福井保夫、吉田宏至、溝本 隆、溝脇久利

（随行） 西本安博町長、山崎文生理事、吉岡 勉理事
近藤善敬議会事務局長 15 名でまいりました。

研修内容 長野県小布施町

テーマ：うるおいのある美しい町づくり条例に基づく小布施の町づくり

小布施町説明員等

町長が不在で 議長 越 将俊氏、地域創生部門総括参事 八代良一氏
議会事務局書記 下田 誠氏

議員派遣報告書

小布施町は、長野県北部の長野盆地に位置し、周囲を千曲川など 3 つの川と雁田山に囲まれた自然豊かな町です。

総面積 19k m²の平坦な農村地帯で、千曲川に注ぐ松川扇状地で古くから栗の産地で有名でもあります。またりんご・桃・ぶどうなどの果樹の栽培も盛んな町でもあります。

小布施町の人口は、11,500 人 3,500 世帯で、平成 22 年度当初予算額 43 億円で人口、世帯数、財政規模を安堵町と比較するとそれぞれ 1.5 倍の町です。

昭和 30 年から始った高度経済成長期には、それを支える労働力として、地方から大都市への若年層の人口の移動が全国的に激しくなり、小布施町でも、昭和 40 年代前半まで人口の減少が続きました。こうした人口減少に歯止めをかけようと、人口増加につながる町づくりに取り組んできたようでございます。少しずつ回復してきましたが、小布施町には、葛飾北斎が小布施に何回も訪れ、その滞在中に描いたといわれる作品が多く町内に残っていたため、その貴重な作品を後世に残す目的で、「北斎館」開館から始まり、以降、内外から多くの観光客が訪れ、「歴史と文化の町」「北斎と栗の町」として全国から注目され、近年は「花の町」として、年間 120 万人の訪れる町となったそうです。

小布施町は従来から、住民と行政の協働を進めるためには、これからの小布施町の「町づくり」をどう進めていくのか、そこに住民がどう携わっていくのか、より多くの住民が語り合い、お互いの情報を共有して連帯していくという我々にとっては理想的な町です。

古い町並みの保存については、風致地区など法的な強制をせずに、「新しいものは古いものを邪魔しないようにすること」に徹する指導で、住民の理解を得ることができ、小布施の美しい町並みを維持、形成することができたそうです。小布施町の皆さんが、「人が来てくれて嬉しい」というおもてなしの心を持ち、観光という言葉をあまり表に出さず、見れる町、食べる町を創ることで自然と人々を呼び、行ってみたい町となっているのだと思います。

観光客招致を求める安堵町にないものは、「食べる場所がない」「お土産物売店がない」「休憩でお茶を飲む店がない」などの大きな課題があります。安堵町における町づくりも、町主体の町づくりではなく、住民と協働した町づくりを進めていくべきだと思います。

小布施町には「日本あかり博物館」があり、本町の歴史民俗資料館と「灯り」という共通のテーマで交流がある博物館を訪問しました。安堵町の灯芯引きを紹介していただいた展示スペースもありました。安堵町の伝統産業の遺物となりつつある「灯芯引き」を通じ、更なる交流を継続していただきたいと思います。

それから長野県松代町山中に残る松代象山地下壕を見学に行ってきました。

松代象山地下壕は太平洋戦争末期、軍部が本土決戦最後の拠点として極秘のうちに大本営、政府各省等を松代に移すという計画の下に構築したものです。着工は昭和19年11月11日から翌年の終戦の日まで、約9か月間に当時のお金で約2億円の巨費と、およそ述べ300万人の住民及び朝鮮人の人々が労働者として強制的に動員され、1日3交代徹夜で工事を進められました。食糧事情が悪く工法も旧式な人海作戦を強いられ、多くの犠牲者を出したといわれています。敗戦色濃く、民間人が多大な被害を蒙り始めた時期においてもなお、大本営の頭には総玉砕・徹底抗戦が存在していたことにも、少なからず私達はショックを受けましたが、このあまりに愚かな計画が机上の空論に終わらず、巨費と莫大な労働を投じて、終戦の日まで続けられていた事実を目のあたりにして愕然といたしました。

当時、朝鮮半島から強制連行された人々は、過酷で危険な労働を強制され、粗末な食事で空腹に耐えながら昼夜働かされ、方々の壮絶な苦労がうかがえます。

この工事に際し、犠牲となられた多くの労働者に対し、追悼の意を表するとともに、永久の平和を願うものであります。以上でございます。

議長（森田 瞳） 2点目は、議員表彰についてであります。

去る11月8日、生駒郡各町優良議会議員及び議員選奨式において、田中幹男議員が満4年以上の在職議員として「一般表彰」を受けられました。皆様方に御披露いたします。おめでとうございます。

議長（森田 瞳） 次に、行政から報告はありますか。

総務課長（中野彰宏）　　ごさいません。

議長（森田　瞳）　　ないようございますので、これで諸般の報告を終わります。

議長（森田　瞳）　　これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回安堵町議会定例会を閉会します。

閉　会

午前 12 時 04 分
